

監査公表第 89 号

住民監査請求監査結果公表

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 18 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

同 星 野 和 彦

(注) 宮津市個人情報保護条例に基づき個人情報を保護する観点から、個人及び特定の個人が識別される情報は省略した。

## 住民監査請求に基づく監査結果について

第1 請求人  
(省 略)

第2 請求の要旨 (原文のまま記載)

・ 誰が

宮津市長

・ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

昭和 53 年頃から昭和 63 年頃にかけて、宮津市栗田字小田宿野及び中津の栗田漁港海岸縁の護岸工事を行っている。

このときの工事は背後の民地と海面の間に存在している国有海浜地を残して海の中に護岸を作製している。

この工事によって、国有海浜地が残り、背後の民地の間に国有の公共空地（元海浜地）が造成された（工事の時に海浜地を造成して公共空地となった）。

この公共空地は国有地であるが、栗田漁港管理者である宮津市長が漁港漁場整備法第 39 条第 1 項及び宮津市漁港管理条例第 11 条に基づき管理することとなっている。

現在はこの公共空地には家が建てられたり駐車場になったり畑にされたりしている。

・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

漁港の用地として不要な公共空地が生じた場合は境界確定をしたうえで、海浜地としての用途廃止をし、国（近畿財務局）へ引継ぎをしたうえで用地の売却等の処分をする必要がある。

それまでの間で当該公共空地を個人等に使用させる場合は、漁港漁場整備法第 39 条第 1 項に基づき占用許可をしたうえで、宮津市漁港管理条例第 11 条により占用料を賦課徴収する必要がある。

しかし、上記のような手続きや行政処分がなされていない。

令和 2 年 9 月 23 日付けで情報公開請求し、令和 2 年 10 月 7 日付けで公開決定があったが、占用許可している形跡はない。

同日付けで行政手続法第 36 条の 3 及び宮津市行政手続条例第 37 条で、「処分等の求めの申し出」を宮津市長宛に提出した。

・ その結果どのような損害が市に生じているのか

現在、家が建ったり駐車場等に利用されたり畑に使用されている当該公共空地は漁港漁場整備法第 39 条第 1 項に基づき占用許可したうえで、宮津市漁港管理条例第 11 条により占用料を徴収する必要がある。

しかし、現在においてそれがなされておらず、徴収しなければならない公共空地  
占用料が賦課徴収されておらず、市に損失が発生している。

・どのような措置を請求するのか

上記公共空地について境界確定がなされていない部分を市の責任において早急に境界確定を実施し、漁港用地として不要な部分は海浜地の用途廃止をして財務局へ引き継ぐとともに、それまでの間は建てられている家屋、駐車場や畑として使用されている部分は、漁港漁場整備法第 39 条第 1 項に基づき占用許可をしたうえで、宮津市漁港管理条例第 11 条により占用料を賦課徴収するよう求める。(占用料の賦課徴収が不可なら相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求することを求める。)

工事に起因する境界確定であるため、小田宿野工区は宮津市の費用と責任で境界確定がなされているが、中津工区は地区からの要望があるにもかかわらず未だ境界確定がなされていない。

### 第3 請求の受理

本件請求は、令和 2 年 10 月 19 日に提起され、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件を具備するものとして受理した。

### 第4 監査の執行

#### 1 監査の期間

令和 2 年 10 月 20 日から同年 12 月 18 日まで

#### 2 監査の対象部署

産業経済部農林水産課

#### 3 現場検証

令和 2 年 10 月 27 日に産業経済部農林水産課担当課長及び同課課長補佐兼産業基盤係長の立会いの下、現地を調査し、現場検証を行った。

#### 4 請求人の陳述及び証拠提出

令和 2 年 11 月 2 日に請求人の陳述を聴取した。請求人は、証拠として「訴訟事例紹介 道路上の不法占用物件に対し損害賠償請求等の措置を講じなかったことにより、行政の責任が問われた事例 - 東京都江東区道不法占用物件に関する住民訴訟 - 道路局道路交通管理課 青柳敬直」の写し、宮津市漁港管理条例の写し、平成 22 年度福岡市政務研修報告書(抜粋)の写し、中津地区住宅地図の写し及び公文書公開決定通知書「宮津市字小田宿野の栗田漁港内護岸背後の国有地(元海浜地)の境界確定の分かる図面」の写しを提出した。

#### 5 関係人の弁明書及び証拠提出

令和 2 年 11 月 16 日に宮津市長は弁明書及びこれに添付し証拠として国有財産

法（抜粋）の写し、国有財産法施行令（抜粋）の写し、海岸法（抜粋）の写し、漁業漁場整備法（抜粋）の写し、水産庁監修『平成8年度版 漁港海岸事業設計の手引き』（抜粋）の写し及び水産庁長官通知「漁港区域及び同区域に係る海岸保全区域等内における国有海浜地等の国有財産法に基づく管理及び処分に関する事務取扱いについて」（平成12年4月1日付け12水港第862号）の写しを提出した。

## 6 関係人の陳述

令和2年11月17日に産業経済部農林水産課担当課長及び同課課長補佐兼産業基盤係長の陳述を聴取した。

## 第5 監査の結果

### 1 主 文

宮津市長に対し、栗田漁港の公共空地进行を占有許可なく占有している建築物等について、国有地と民有地の境界が確定していない地区については京都府に対して同境界確定を促し、確定している地区については現地の調査、自治会及び関係地権者との協議、占有面積の確定測量等を行い令和4年3月31日までに適切に措置するよう勧告する。

### 2 理 由

#### (1) 関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

#### ア 国有財産法

（国有財産の分類及び種類）

第3条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 略

二 公共用財産 国において直接公用の用に供し、又は供するものと決定したものの

三～四 略

3 略

（事務の分掌及び地方公共団体の行う事務）

第9条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 略

3 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うこととすることができる。

4 略

(境界確定の協議)

第 31 条の 3 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会って境界の確定につき協議しなければならない。

3 第 1 項の協議が調った場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4 略

(境界の決定)

第 31 条の 4 各省各庁の長は、前条第 1 項の規定により協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わないため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて、境界を定めるための調査を行うものとする。ただし、当該隣接地の所有者が正当な理由により立ち会うことができない場合において、その旨をあらかじめ当該各省各庁の長に通知したときは、この限りではない。

2 各省各庁の長は、前項の調査に基づいてその調査に係る境界を定めることができる。

3～5 略

イ 国有財産法施行令

(事務の分掌及び地方公共団体の行う事務)

第 6 条 略

2 法第 9 条第 3 項の規定により都道府県が行うこととする事務は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分。ただし、次項各号に掲げる事務を除く。

イ 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で農林水産大臣の所管に属するもの(公用財産、森林経営用財産、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 94 条に規定する土地改良財産、漁港漁場整備法第 24 条の 2 第 1 項に規定する国が施行する特定漁港漁場整備事業によって生じた土地又は工作物、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 45 条第 1 項の規定による農林水産大臣の管理に係るもの、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設及び同条

第2項に規定する公共海岸（土地に限る。）並びに食糧安定供給特別会計（食糧管理勘定及び業務勘定に限る。）に属し、又は森林経営用財産の用途の廃止によって生じた普通財産並びにハに掲げるものを除く。）

ロ 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設（土地改良法第94条に規定する土地改良財産、漁港漁場整備法第24条の2第1項に規定する国が施行する特定漁港漁場整備事業によって生じた工作物及び農地法第45条第1項の規定による農林水産大臣の管理に係るものを除く。）又は海岸法第2条第2項に規定する公共海岸（土地に限る。）である国有財産（当該用地の廃止により生じる法第8条第1項ただし書の普通財産を含む。）で農林水産大臣の所管に属するもの（海岸法第37条の2第1項の規定による農林水産大臣の管理に係るものを除く。）

ハ～カ 略

二 略

3～10 略

ウ 海岸法

（管理）

第5条 海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4～10 略

エ 漁港漁場整備法

（漁港の保全）

第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規定によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2～8 略

オ 漁港漁場整備法施行規則

(漁港の水域又は公共空地における行為で許可を要しないもの)

第 13 条 法第 39 条第 1 項ただし書の農林水産省令で定める軽易な行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常管理行為
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

カ 宮津市漁港管理条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 26 条の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(占有及び使用の許可等)

第 9 条 次に掲げるものは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 市有施設（水域施設を除く。）を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとするもの。
- (2)・(3) 略

2 略

(占用料)

第 10 条 市有施設を占有するものは、別表第 1 に掲げる占用料を納めなければならない。

2～4 略

(土砂採取料等)

第 11 条 法第 39 条第 1 項の規定による許可を受けたものは、別表第 2 に掲げる土砂採取料又は水域及び公共空地占用料を納めなければならない。ただし、同条第 4 項に規定するものについては、この限りでない。

2 略

キ 水産庁監修「平成 8 年度版 漁港海岸事業設計の手引」

(2) 工事施行にかかる民有地等の取り扱い

① 略

② 土地の境界線が不明な場合

国有地と民有地との境界が明示されていない場合、工事施行後に当該境界の位置について問題となることがあるため、工事実施前に「国有財産法」に基づく現地立会等の手続きにより境界を確定しておく。

③ 略

ク 漁港区域及び同区域に係る海岸保全区域等内における国有海浜地等の国有財産法に基づく管理及び処分に関する事務取扱いについて（平成12年4月1日付け12水港第862号水産庁長官通知）

第1・第2 略

第3 海浜地等の所管替え、引継ぎ等

1 略

2 都道府県知事は、漁港区域等の変更、取り消し等によりその管理する海浜地等を農林水産省所管公共用財産として存置しておく必要がなくなったと認めたときは、次の区分に従い処理するものとする。

(1) 他の省庁から当該省庁所管の公共用財産として存置する必要があるため所管替えの協議を受けたものについては、令第6条第4項第1号口の同意を受け、その所管替えを行う。

(2) (1)に該当するものを除き、令第6条第4項の用途廃止を行い、普通財産として財務局長に引継ぎを行う。

3 都道府県知事は、海浜地等であって次に掲げるものは、公共用財産の用途を廃止して財務局長に引継ぐものとする。ただし、位置、立地条件、構造、使用目的等から勘案して公共用財産として存置することが適当と認められるものを除く。

(1) ホテル、旅館、料理店、売店、住宅、事務所、水族館、試験場、倉庫、工場等の建物その他の施設の敷地として宅地の状態において使用するもの

(2) 農耕、塩田等の適地であるもの

(3)～(5) 略

(6) その他公共用財産として存知する必要がないと認めるもの

4 都道府県知事は、2の(1)の所管替え又は2の(2)若しくは3の引継ぎに当たっては、次により処理するものとする。

(1) 当該海浜地等たる公共用財産が不法に占有されているときは、都道府県知事は、あらかじめ自ら原状回復その他必要な監督処分を行うものとする。

(2)～(4) 略

第4 略

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

① 中津地区について

ア 水産庁監修「平成8年度版 漁港海岸事業設計の手引き」によれば、「国有地と



民有地との境界が明示されていない場合、工事施工後に当該境界の位置について問題となることがあるため、工事実施前に国有財産法に基づく現地立会等の手続きにより、境界を確定しておく」こととされている。

しかし、中津地区においては、国有地と民有地の境界が確定されないまま、護岸整備工事が実施された。これは、同護岸整備工事が、昭和 47 年度の災害復旧工事として早期に実施を図る必要があったことから、個人財産の侵害の恐れのない公共空地の範囲内で工事が計画・実施されたためである。また、現在に至るまで、近隣の民地所有者から宮津市に対し、同護岸整備工事によって個人の所有財産が侵害されたとの申し出がなされたことはなく、何ら問題に至っていない。

イ また、宮津市は、中津地区において国土調査法による地籍調査事業を平成 7 年度に着手した。同事業の中で境界の確定を試みたものの、京都府と地権者間の協議が整わなかったため、同事業の中では未確定の対応が取られた。

## ② 小田宿野地区について

ア 小田宿野地区においては、国有地と民有地の境界確定が京都府知事により、昭和 53 年から昭和 63 年にかけて行われた。

また、宮津市において、国土調査法による地籍調査事業が平成 8・9 年度に実施され、京都府知事の境界確定図面に基づき境界確定が行われている。

イ 現状、国有地（公共空地）に隣接する民有地の所有者の建築物等が、同国有地（公共空地）の一部を占有している事実が認められる。このような占有のうち一件については宮津市漁港管理条例に基づく占有許可がなされているが、その余の占有については占有許可等なされていない。

## (2) 監査委員の判断

### ① 境界確定の実施について

請求人は「中津地区の護岸工事によってできた公共空地について、境界確定がなされていない部分を市の責任において早急に境界確定を実施」することを求めているが、それはすなわち、宮津市が筆界特定申請により、当該公共空地とその隣接地との境界確定を求めているものであると判断する。

しかし、境界確定の事務は国有財産法第 9 条第 3 項及び同施行令第 6 条第 2 項の規定で、京都府の受託事務となっている。国有財産法第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 の規定からも、京都府が境界確定の協議・決定を行うことは明らかであり、宮津市に同事務を行う権限はない。

したがって、請求人が求めている当該公共空地の位置及びその隣地との境界確定については、京都府が境界確定の協議・決定を行うものであり、かつ、宮津市の財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないことから、住民監査請求の対象

事項には該当しないものと判断した。

よって、本請求を棄却する。

② 財務局長への引継ぎについて

不要な用地と判断される公共空地の用途を廃止して財務局長に引継ぐ事務を行うのは京都府であり、宮津市に同事務を行う権限はない（「漁港区域及び同区域に係る海岸保全区域等内における国有海浜地等の国有財産法に基づく管理及び処分に関する事務取扱いについて」（平成12年4月1日付け12水港第862号水産庁長官通知）第3.3項）。

したがって請求人が求めている当該公共空地の用途廃止については、京都府の所管事務であり、かつ、宮津市の財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないことから、住民監査請求の対象事項には該当しないものと判断した。

よって、本請求を棄却する。

③ 占用料の賦課徴収等について

護岸整備工事によって生まれた公共空地を占有しようとする者は、宮津市漁港管理条例に基づき、占有申請を提出し、市長の許可を受けなければならない。宮津市は、申請が提出されれば現地を調査し関係地権者との協議、面積の確定測量を行い、占有申請書を提出の上、許可していく必要がある。

前記認定事実②のとおり、小田宿野地区においては、公共空地の一部を建築物等が占有しており、同占有については1件を除き占有許可等なされていない。

よって、宮津市長は、同占有に至った時期や経緯（護岸整備工事の以前あるいは条例施行以前からの占有であるのか否か等）、占有の態様等（漁港の活用、維持管理に支障をきたしているか否か等）について現地調査を行い、地元自治会及び関係地権者と協議を実施し、また、その占有面積を測量のうえ、宮津市漁港管理条例等関係法令に基づく管理がなされるよう適切に対処すべきと判断した。

また、国有地と民有地の境界確定がなされていない中津地区においては、京都府に境界確定を促す等、宮津市漁港管理条例等関係法令に基づく管理が実現するよう適切に対処すべきと判断した。

3 結語

以上の判断により、本件請求については、境界確定の実施及び財務局長への引継ぎについては棄却とするが、占用料の賦課徴収等については理由があると認め、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

令和2年12月18日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

同 星 野 和 彦